

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年2月1日(2018.2.1)

【公表番号】特表2017-502741(P2017-502741A)

【公表日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2016-539957(P2016-539957)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/0215 (2006.01)

A 6 1 M 25/01 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/02 6 1 0 A

A 6 1 M 25/01 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月15日(2017.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

近位側部分と遠位側部分とを含む長尺状の本体であって、前記本体が前記本体の近位部から遠位部まで延びるルーメンを画定し、前記ルーメンが、前記ルーメンの中をガイドワイヤが通ることを可能にするような大きさ及び形状とされ、前記本体が、前記ルーメンから前記本体の外部表面まで延びる環状壁を含む、長尺状の本体と、

前記本体の前記遠位側部分の壁内に配置された第1の圧力センサであって、第1の圧力センサが、前記環状壁に結合されたセンサカバーを含み、前記センサカバーの外側表面と前記本体の外部表面とが実質的に揃っている、第1の圧力センサと、

を含む、血管内圧測定用装置。

【請求項2】

前記ルーメンと長尺状の前記本体の外部の環境内容物との間の流体連通を可能にする少なくとも1つの灌流ポートを前記環状壁内に含む、請求項1に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項3】

前記少なくとも1つの灌流ポートは、前記本体の前記外部表面から前記ルーメンまで前記環状壁を貫通するアパーチャを含む、請求項2に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項4】

前記少なくとも1つの灌流ポートは、篩状の素子を有する、請求項2に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項5】

前記少なくとも1つの灌流ポートは、開口部のアレイを有する、請求項2に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項6】

第1の圧力センサは、容量性圧力センサを含む、請求項1に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項7】

前記センサカバーは、シリコーンで形成されている、請求項1に記載の血管内圧測定用

装置。

【請求項 8】

前記本体の前記遠位側部分の前記環状壁内の第1の圧力センサから固定の距離離れた位置にある第2の圧力センサを更に含む、請求項1に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項 9】

迅速交換型構成で使用のための前記本体の前記遠位側部分にガイドワイヤポートを更に含む、請求項1に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項 10】

第1の圧力センサは、前記環状壁内に形成されたセンサ凹部内に配置されている、請求項1に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項 11】

前記センサ凹部は、放射線不透過性である、請求項10に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項 12】

第1の圧力センサに隣接する前記環状壁に結合される少なくとも一つの放射線不透過性マーカーを更に含む、請求項1に記載の血管内圧測定用装置。

【請求項 13】

前記本体の近位側部分に配置される少なくとも一つのシャフトマーカーを更に含む、請求項1に記載の血管内圧測定用装置。